

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱(抜粋)

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、愛知県が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、愛知県が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）、設計業務を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を請け負う業者（以下「請負者」という。）、工事監理業務を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。

(請負者及び監理受注者の遵守責務)

第10条 請負者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に当たって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- 一 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 四 建設副産物適正処理推進要綱
- 五 愛知県あいくる材率先利用方針

六 工事場所が名古屋市の区域にあつては「名古屋市産業廃棄物等の正な処理及び資源化の促進に関する条例」及び「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、豊橋市の区域にあつては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（以下「県条例」という。）及び「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」、岡崎市の区域にあつては「県条例」及び「岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱」、豊田市の区域にあつては「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」、それら以外の愛知県の区域にあつては「県条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」

(請負者の全体把握)

第11条 請負者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

(工事着手前と完了時の書類提出)

第15条 請負者は現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、工事着手前に提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。

- 一 再生資源利用計画書（実施書）（様式1）

再生資源利用計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）に登載されたCREDAS 機能により作成する。

二 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2）

再生資源利用促進計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で、COBRISに搭載されたCREDAS機能により作成する。

三 あいくる材使用状況報告書（様式8）（完了時のみ提出。）

四 あいくる材使用実績集約表（様式9）（完了時のみ提出。）

五 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

六 収集運搬、処理業者の許可証の写し

請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの。

七 廃棄物処理委託契約書の写し

請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。

八 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図

九 土木工事におけるマニフェスト管理台帳又は建築工事におけるマニフェスト集計表（いずれかを完了時のみ提出。）

2 前項第一号及び第二号の計画書（実施書）については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入するものとする。ただし、実態値がない場合は別表4の値を参考に換算して記入するものとする。

3 発注者は、第1項で提出された再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表の記入漏れや誤記などがないことを確認するものとする。

（リサイクル状況の集約への協力）

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容をCOBRISに登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。

2 発注者は、工事登録証明書を受理した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。

3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。

4 第1項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書は、地方機関の施行する工事にあっては地方機関単位、本庁各課が施行する工事にあっては各課単位、各局庁の工事にあっては主管課単位で取りまとめて事務局に報告するものとする。

また、第3項で提出されたあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表は、地方機関の施行する工事にあっては地方機関単位、本庁各課が施行する工事にあっては各課単位、各局庁の工事にあっては主管課単位で取りまとめて事務局に提出するものとする。

5 前項の提出は、原則として、毎年4月末日を目安に前年度分をまとめて行うこととする。具体的には、事務局からの提出依頼に基づき提出することとする。

6 事務局は、前項により提出されたものを集計し、必要に応じて公表することとする。